

2025年10月1日

お客様各位

モメンティブ・パフォーマンス・  
マテリアルズ・ジャパン合同会社  
製品安全管理本部労働安全衛生法における MEKO 規制と弊社対応について

拝啓、貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

MEKO（メチルエチルケトオキシム、ブタン-2-オン=オキシム、CAS: 96-29-7）についてまして、労働安全衛生法（安衛法）において各種対象物質への指定が進められています。

弊社では、弊社製品中に裾切値である 0.1%以上の MEKO を不純物として含有している場合に、各規制の施行日までに SDS 3 項、15 項へ安衛法対象物質としての記載を行います。含有 0.1%未満の製品については 3 項、15 項への記載はありませんが、製品中の含有量にかかわらず使用中に水/湿分と反応して MEKO が 0.1%以上発生する可能性のある製品については 10 項等でその旨を記載いたします。事業者の皆様におかれましては安衛法の要件を確認いただき、MEKO が発生し得る作業を行われる場合は作業記録の 30 年保管および不浸透性の保護具の使用をよろしくお願ひいたします。法律要件についてご不明な点は厚生労働省（あるいは 安衛法 化学物質管理の窓口である テクノヒル <https://technohill.co.jp/telsoudan/> ）にお問い合わせください。

## 【労働安全衛生法における MEKO の規制概要】

名称：ブタン-2-オン=オキシム

規制	裾切値	施行
皮膚等障害化学物質（安衛則第 594 条の 2） 不浸透性の保護具等の使用義務物質*	0.1 %	2024 年 4 月 1 日
通知対象物質（第 57 条の 2）	0.1 %	2025 年 4 月 1 日
表示対象物質（第 57 条）	1% (0.1%)	2025 年 4 月 1 日 (2027 年 4 月 1 日)
がん原性物質（安衛則第 577 条の 2 第 3 項）	0.1 %	2027 年 4 月 1 日
作業記録等の 30 年保存対象物質*		

\*)製品として裾切値以上含有する場合にのみ弊社 SDS 15 項に記載しますが、使用条件により使用中に MEKO が発生する場合は使用する事業者の判断で作業記録の保存や不浸透性の保護具の使用を行っていただきますようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら弊社営業担当または [commercial.services@momentive.com](mailto:commercial.services@momentive.com) までお問い合わせください。

敬具